# 事業系廃棄物分別区分一覧（南越清掃組合）

| ごみの分別区分 | 空きカン | 空きびん | ペットボトル | プラスチック容器包装 | 燃やせるごみ | 燃やせないごみ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | 食品の入っていた物に限ります。<br>薬品等の入っていた物や事業に伴う空きカンは処理出来ません。 | リターナブルびんは販売店に返して再使用を行ってください。 | キャップとラベルは外してプラスチック容器包装に出してください。 | 従業員等の個人消費に伴って排出されるプラスチック容器包装に限ります。 | 剪定くず、木材は5cm角で50cm以下に限る。<br>紙オムツは汚物を取り除くこと。 | プラスチック類、金属類、ガラス類は従業員等の個人消費に伴って排出される物に限ります。 |
| 注意事項 | ● 中身を出して軽く水洗いしてください<br>● アルミ缶とスチール缶は分ける必要はありません | ● 中身を出して軽く水洗いしてください<br>● 透明、茶色、その他の色に分けてください | ● 中身を出して軽く水洗いしてください<br>● 従業員等の個人消費に伴って排出される物に限ります | ● 中身を出して軽く水洗いしてください<br>● 業務上出た物は産業廃棄物として処理してください | ● 生ごみは十分に水切りをしてください<br>● 資源化出来る紙は出来るだけ資源化してください | ● 業務上出た物は種別に応じて産業廃棄物処理を行ってください<br>● 生ごみは混入しないこと |
| 収集日 | 曜日 | 曜日 | 曜日 | 曜日 | 曜日 | 曜日 |

## 産業廃棄物

業務上排出された下記の物は、産業廃棄物に該当します。

■ 全ての事業所が対象
- 燃え殻、ばいじん
- 汚泥
- 廃酸、廃アルカリ
- 廃プラスチック類
- ゴムくず
- ガラス、陶磁器くず
- 廃油
- 鉱さい
- がれき類
- 金属くず

■ 特定の事業所が対象
- 紙くず
- 木くず
- 繊維くず
- 動植物性残渣
- 動植物系固形不要物
- 動物のふん尿
- 動物の死体
- コンクリート

産業廃棄物は産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。

## 事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条による

① 事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理しなければならない。

② 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。

③ 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

## 問い合せ先

燃やせるごみ……南越清掃組合第1清掃課　22－2636
資源ごみ、燃やせないごみ…南越清掃組合第2清掃課　28－1370
産業廃棄物…… 福井県丹南健康福祉センター　51－0034
事業系一般廃棄物収集運搬事業者
- 株式会社　ダイエイ　24－4624
- 協栄産業　株式会社　43－0382
- 株式会社　武生環境保全　22－1044
- (有)南越クリーンシステム　21－2592
- (有)ホクエー産業　22－9331

収集運搬業者名

TEL　（　　）

※　適切に分別されていないごみは、処理施設で受け入れ出来ませんのできちんと分別してください。